○財務省告示第二百二十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年四月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年四月二十八日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（十年）	第二百七回	三百億円	百一円三十五銭四厘
〃	第二百七回	千億円	百一円三十五銭九厘
〃	第二百七回	二百億円	百一円三十六銭八厘
合計		千五百億円	